

平成27年度第1回
地域密着型サービス運営委員会

—議 事 録—

日時：平成28年2月1日（月）

場所：千代田区役所4階401会議室

千代田区 高齢介護課

■開催日時・出席者等

| | | |
|-----|------------------------------|--|
| 日 時 | 平成28年2月1日(月) | |
| 場 所 | 千代田区役所 4階 401会議室 18:26~19:31 | |
| 出席者 | 委 員 | 大淵委員長、加賀副委員長、高野委員、小林委員、村瀬委員、廣瀬委員、萩原委員、原田委員、十三委員 |
| | 事務局 | 新井高齢介護課長、平林高齢介護課介護事業指定係長、藤巻高齢介護課高齢介護係長、高齢介護課介護事業指定係主事 本多、越前谷、小川、木下 |

■議事録

〈開会〉

○新井高齢介護課長 では、皆様、こんばんは。お時間になりましたので、始めさせていただきます。委員の皆様にはお寒い中、またお忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、高齢介護課長の新井でございます。いつも本当にお世話になっております。

本日は、平成27年度最初の会議でございます。委員の皆様には、会議に先立ちまして、委員長選出までの間、私が司会を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

なお、本日、西川委員からはご欠席の連絡をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

また、最初に確認でございますけれども、この会は公開で行います。会議の内容は録音させていただくほか、傍聴希望者がある場合には傍聴を許可することといたしますのでご了承願います。

それでは、議事録の公開につきまして、説明させていただきます。千代田区では、全庁的に公開で開催される会議の議事録をホームページに掲載しております。議事録がまとまりましたら、ホームページ掲載前に皆様に送付し、内容確認をしていただいておりますので、そちらのほうもよろしく願いいたします。

それでは、まず配付資料の確認をさせていただきます。まず、式次第の次でございます座席表。もし、ない場合はお手を挙げていただければ、事務局のほうでお持ちいたします。

次に、委員様の名簿。

次に、意見集約表、終わりましたら、もし何かありましたら書いていただければと思います。

また、資料1でございますけれども、これは事前に送付させていただきましたが、もしきょうお持ちでない方がいらっしゃいましたら、こちらに在庫がございますので、手を挙げていただけたらと思います。

次に、資料2「介護保険法改正による地域密着型サービスの改正・変更等について」でございます。

資料3「特別養護老人ホーム・認知症グループホーム等の整備事業者の公募について」でございます。何かありましたらお手を挙げていただければと思います。

それでは、次に当委員会は介護保険運営協議会の委員から選出することとなっております。第5期から引き続き委員をお受けいただいている方もいらっしゃいますが、新たに委員になられた方もいらっしゃるのので、本委員会設置の趣旨について簡単にご説明申し上げます。

地域密着型サービスとは、高齢者が要介護状態となってもできる限り住みなれた地域で生活できるように創設されました、平成18年の介護保険

制度改正による新たな介護保険サービスでございます。

このサービスにつきましては、地域の実情を反映するために事業者の指定、また指導・監督・監査等を区が行うとともに、事業所の設備や運営、基準等について厚生労働省の定めた基準において、区の裁量で定めることもできることとなっております。

また、区が事業者の指定をしたり、独自の基準を決める際には、介護保険の被保険者や学識経験者を有する方の意見を伺うということになっており、当委員会がその役割を担っております。委員の皆様にはご意見等をよろしく願います。

次に、委員の皆様の委嘱状については、本来、お1人ずつお渡ししなければならぬところではございますが、今回は既に机上に配付させていただいており、これをもって委嘱状交付にかえさせていただきます。よろしく願います。

それでは、10名の委員の皆様で平成29年度までの3年間、よろしく願います。

次に、地域密着型サービスの運営委員会設置要綱第4条にあります、皆様の中から委員長を選出をお願いするところでございますけれども、初めての方もいらっしゃいますし、事務局案を用意いたしましたので、そちらのほうをお願いしたいと思います。

学識経験者で介護保険を含めた高齢者福祉医療への造詣が深く、千代田区介護保険運営協議会の副会長を務めております大淵委員にお願いできればと考えておりますが、皆様いかがでございましょうか。

(拍手)

○新井高齢介護課長 ありがとうございます。ご賛同いただけましたので、委員長を大淵委員長にお願いしたいと思います。

大淵委員長、委員長をお引き受けいただけますでしょうか。

○大淵委員長 はい。

○新井高齢介護課長 ありがとうございます。それでは、大淵委員が当運営委員会の委員長に決定いたしました。早速ですが、大淵委員長には副委員長のご推薦をお願いしたいと存じます。

○大淵委員長 それでは、副委員長には加賀委員にお願いしたいと思います。よろしく願います。

○加賀委員 よろしく願います。

○新井高齢介護課長 では、委員長のご推薦ですが、加賀委員、副委員長をお引き受けいただけますでしょうか。

○加賀委員 はい。

○新井高齢介護課長 よろしく願います。それでは、委員長及び副委員長から一言ごあいさつ願います。

○大淵委員長 改めまして、大淵でございます。どうぞよろしくお願いいたします。介護保険制度は、改正とともにどんどんと区市町村の役割がふえてきて

おります。地域密着型サービスは、その中の一番大事なところで、我々がいろいろ考えて千代田区に合ったサービスを選ぶということがありますので、議論をたくさんして皆さんのためになるようなサービスになればいいなと思っていますので、どうぞよろしくをお願いします。

○新井高齢介護課長 ありがとうございます。副委員長、加賀先生のほうからお願いいたします。

○加賀副委員長 神田医師会の加賀と申します。

今、健康寿命と平均寿命ということが、世間で言われていると思うのですけれども、なるべくこの差を少なくするように、もし健康寿命が平均寿命に近づくようになれば、我々のやっていることが、成果が出るということで、もしそういった認定を受けたときには、地域に優しいこういったサービス、事業をどんどん利用させていただいて、そして千代田区に住んでいる方が本当に千代田区に住んでよかったと言われるようなサービスを我々は提供していきたいと思えます。どうぞよろしくをお願いします。

○新井高齢介護課長 ありがとうございます。委員の皆様にも自己紹介、一言ずつお願いできますでしょうか。高野先生からよろしいでしょうか。

○高野委員 千代田区医師会の高野と申します。今回、初めて参加させていただきます。いろいろと勉強させていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○新井高齢介護課長 小林委員、お願いします。

○小林委員 丸の内歯科医師会の小林でございます。担当は、歯科医師会では公衆衛生を担当させていただいております。よろしくをお願いいたします。

○村瀬委員 千代田区歯科医師会から来た、村瀬と申します。私も初めてなのでいろいろとご指導させていただきたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

○廣瀬委員 千代田区薬剤師会会長の廣瀬と申します。よろしくをお願いいたします。引き続きでございます。

○萩原委員 こんばんは。萩原純子と申します。再任なのですが、まだまだ知らないこと、勉強することがたくさんありますので、よろしくをお願いいたします。

○原田委員 原田なな恵と申します。私は、全く初めてのことなので、本当に一からの勉強となります。よろしくをお願いいたします。

○十三委員 十三和子と申します。区民、公募区民なのですが、一応ケアマネの勉強をして資格だけは取っていてやったことがありません。よろしく申し上げます。初めての公募でここに来たのは初めてです。

○新井高齢介護課長 ありがとうございます。皆様、座席表のほうをもう一度見ていただけますでしょうか、ここで本当に大変失礼いたしました、訂正がございます。久保村委員となっておりますけれども、そこは村瀬委員の間違いですので、本当に失礼いたしました。深くおわび申し上げます。

それでは、委員長が決定いたしましたので、この後の議事進行は大淵委員長に引き継ぎたいと思えます。それでは、大淵委員長、お願いいたします。

○大淵委員長　それでは、どうぞよろしくお願いいたします。次第の（２）になりますけれども、議事報告事項ということで、①「地域密着型サービス事業者の指定更新について」ということで、まずは事務局のほうから説明をお願いいたします。

○平林介護事業指定係長　では、自己紹介を先にさせていただきます。高齢介護課の介護事業指定係長をしております平林と申します。皆様方よろしくお願いいたします。私のほうからきょう何点かご報告をさせていただきますが、着席にてご説明させていただきたいと思っております。よろしくお願います。

まず、事前に委員の皆様にお送りした資料があると思っております。資料の1-①、1-②ですが、お手元にありますでしょうか。

題名は「認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の概要」というものと、もう一つは「認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の概要」という資料ですので、ご覧ください。

本来であれば、まず指定をして良いかどうかを委員の皆様にお諮りするのですが、この岩本町で実施しているサービスですが、これにつきましては新規指定ではなく指定の更新となります。6年ごとの指定ですが、今年の9月30日で指定の有効期間が終了すること、また高齢者在宅サービスセンターとグループホームいわもとに関しては、引き続き利用者がいるということで千代田区で地域密着型のサービスの指定の更新をするという前提で、調査及び審査をいたしました。その結果、事業者から提出された書類とその結果につきまして、委員の皆様方全員に送付させていただいたという経緯でございます。

それにつきまして引き続き簡単にご説明いたします。まず地域密着型サービスに限らず、介護保険のサービスの指定等をする場合には、国で定めた基準というのがございまして、大きく分けますとこの資料に書いてあります「人員の基準」と、「設備基準」、「運営基準」の3つです。これにつきまして、このとおりにやっているのかどうかということに関係する区市町村で、審査及び決定をすることとなっております。

結論から言いますと、認知症対応型通所介護「岩本町の高齢者在宅サービスセンター」及び認知症対応型共同生活介護「グループホームいわもと」につきましては、この3つの基準に従って事業を行っているということを実地に行って私と担当者が関係者からのヒアリングを含め確認いたしました。

写真等も添付してございますが、この2つの事業につきましては、何ら問題なく行われているため、指定更新をしても大丈夫と判断し、平成27年10月1日から平成33年9月30日まで6年間の更新手続をさせていただきました。委員の皆様には事後報告となってしまいますが、担当部署の審査と決定につきまして、本日、ご報告という形でこちらに諮っております。

これにつきまして、事前に資料を送付させていただいておりますので、

何か委員の皆様の中で、こういうところをやっばり聞きたい、こういう点を確認したいということがございましたら、本日、忌憚のない意見をいただければと思います。委員長、以上です。

○大淵委員長　それでは、事前資料1-①、②ともに説明していただきましたけれども、この2点の案件について、事務局のほうに何か質問、あるいは意見等あれば、議事運営の進行をスムーズにするために、挙手をしていただいて、それで名前をいただいて、それからご発言いただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

書類のほうは問題ないかと思うのですけれども、多摩同胞会というところがやられているそうですけれども。皆さんのほうから何かございますか。

○加賀副委員長　千代田区に住んでいる方がデイサービスに行ったり、ショートステイに行かれたときに、何かあったときに往診をしたり、それからいろいろな対応をしております。

でも、ここは、2つともしっかりしておりまして、やはり看護師さんからの連絡があったり、あとはスタッフの人からいろいろ私たちが診ている患者さんの報告があるので、今までの感じではとてもいいところではないかというような感覚があります。

以上です。

○大淵委員長　いいですか。今の。

○廣瀬委員　一番私が近いところなのですが、うちから一番近いところの施設なのですが、ここに入居されている方々の処方箋を持って来られる方もあるので、その方々の話を聞いても、別にこれといった問題を聞いたことがありませんので、このまま継続されていいのではないかと思います。

○平林介護事業指定係長　ありがとうございます。

○大淵委員長　ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、事後報告ということになりますが、一応これにつきまして、申請を認めるということで、この会のほうで確認しなければいけないので、申請を認めるということでよろしいでしょうか

(「はい」の声あり)

○大淵委員長　それでは、可決ということにいたします。

○新井高齢介護課長　ありがとうございました。

○平林介護事業指定係長　ありがとうございました。

○大淵委員長　それでは、議事の②になります。「介護保険法改正による地域密着型サービス改正(変更)等について」ということで、事務局のほうから説明をお願いします。

○平林介護事業指定係長　では、議事の2番目ですが、介護保険法が改正されることに伴って、地域密着型のサービスも若干改正がございます。それにつきまして、資料2番ということでお配りしておりますので、まず1ページ目をお開きください。

先ほど、高齢介護課長からの説明にもありましたように、地域密着型サ

サービスは平成18年に創設されたサービスであること、また、このサービスは、要介護者等が住みなれた地域での在宅生活を継続するため、身近な区市町村で提供されることが適当なサービスであるということになっています。

イメージ図も書いてございますが、どのような利点があるかについては、1点目から4点目までお示ししております。

次に、平成28年3月までと、平成28年4月からどう変わるのというのがこの図にございます。

上から、順番に見ていただくとわかるのですが、まず一番大きな変更点で3番目、平成28年4月からのほうから見ていただいて上から3番目、地域密着型通所介護が新設されます。今までは東京都が指定権限のある通所介護というサービスでした。これにつきまして、後ほど資料で説明いたしますが、東京都で指定をしていた通所介護事業所のうち、事業所の利用定員が18人以下である小規模な通所介護につきましては、平成28年4月1日からは地域密着型サービス、区市町村が指定権限を有するサービスへ移行するという大きな改正です。

現行、千代田区におきましては、①、②、③と番号を振っておりますが、「かんだ連雀高齢者在宅サービスセンター」、また「リハビリデイサービス神田」、あと「レコードブック水道橋」というこの3事業所が東京都から区に移管される地域密着型通所介護事業所ということになっております。

千代田区は、3事業所のみですが、東京都で作成した資料を確認したところ、対象事業所が70又は80所在する区もあるようです。

また、資料には書いてございませんが、例えば「かんだ連雀高齢者在宅サービスセンター」の去年の11月の利用者が全員で38人おり。2つ目「リハビリデイサービス神田」は59人の方が利用しております。3番目の「レコードブック水道橋」につきましては46人の利用者となっております。

裏面の4ページになります。サービスの名称ですが、左側の8番に「複合型サービス」というのがございます。これにつきましても厚生労働省の「複合型サービス」の名称がわかりづらいということで、「看護小規模多機能型居宅介護」という名称に変更になりました。

サービスの内容を簡単にご説明しますと、訪問看護サービスと小規模多機能型居宅介護というサービスをプラスしたサービスという位置づけになっております。

また、その「看護小規模多機能型居宅介護」の下に書いてありますが、3-2の「療養通所介護」というのがございます。このサービスの位置づけですが、先ほどご説明させていただきました3番目、地域密着型通所介護利用定員が18人以下の通所介護事業所のうち、利用定員の9名以下で、医療ニーズが高い方に対応できる通所介護の位置づけになると思います。

また、この3-2の療養通所介護の下に米印ですが、千代田区には該当

事業所がないということをご説明をさせていただいております。

次に、4ページのご説明をさせていただきます。今、私が皆様方にご説明した点が、詳しく書かれております。

まず、地域密着型通所介護の概要です。(1)から(3)までございます。(3)ですが、各事業所全体の利用定員で判断します。先ほど説明したとおり、利用定員18人以下ということで、今後この3つの事業所を指定するのですが、3事業所全てが利用定員15人となっておりますので、利用定員が18人以下に該当するため、この3つの事業所は地域密着型通所介護事業所ということになります。

また、この資料の2番目ですが、地域密着型の通所介護となった場合、今までとの変更点は3点となっております。

まず1つ目、指定権者がこれまでは都道府県の長でしたが、平成28年4月からは千代田区長となります。また、千代田区が指定権者になった場合に、新規・更新の申請、変更届、加算届等の受付・審査・処理の対応をすることとなるほか、それに伴った実地指導及び監査を千代田区が行います。

2つ目、地域密着型通所介護もそのほかの地域密着型サービスと同様に、原則千代田区民のみが利用可能となっております。ただし、これも後ほどご説明をいたしますが、現在、この3つの事業所においては、千代田区民のほかに、隣接する区の住民の方も利用されています。この方たちは、その区が千代田区所在の事業所を自区の地域密着型に指定をする形をとります。簡潔に説明いたしますと、この3つの事業所につきましては、千代田区以外にもほかの区からも指定を受けることとなります。また、この件について後でご質問があれば回答させていただきたいと思っております。

また、この(3)ですが、今まで通所介護及び地域密着型通所介護の事業には、運営推進会議の開催は規定されておりました。今回、制度改革により地域密着型通所介護に移行することに伴って、運営推進会議を1年間に2回、6カ月に1回以上開催することと新たに規定されました。

運営推進会議委員の構成ですが、まず利用者やその家族、地域住民の代表者、区職員、高齢者あんしんセンター職員で構成することとされております。

運営推進会議の内容ですが、活動状況の報告、評価、どのように適切に通所介護の事業を行っているか、事業所の管理者等がこの構成されている委員の方に報告をします。加えて、出席委員の方からその事業について、適切にサービスが提供されているとか、利用者の対応についての評価をいただきます。併せて、サービス提供に関する課題や検討すべき事項、要望や助言等を受けることとなっております。

続きまして、次のページです。5ページですが、「みなしの指定」の説明になります。本来、地域密着型通所介護に移行することに当たって、当委員会で諮問することですが、これにつきましては法律で「みなしの指定

の効力」が規定されておりまして、平成28年3月31日までにおいて、東京都の指定を受けている事業所につきましては、平成28年4月1日をまたいでも、地域密着型通所介護の指定を受けているものとみなされるとなっています。これは、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」という中に規定がございます。

従いまして、先ほどご説明しました3つの事業所は、平成28年4月1日についても、みなしの指定を受けているため、東京都指定の事業所番号及びその体制等そのまま、千代田区地域密着型通所介護に移行します。

また、資料の6ページになりますが、みなしの指定期間ですが、施行日からその効力を生じますが、その有効期間の満了日、指定の期限ですが、この法律の改正前の東京都における通所介護の指定を受けた日から6年間経過した日となっております。

先ほどお話しいたしました、他区市町村における指定事業者の指定等につきましては、3番目に(1)と(2)の資料で説明をさせていただいております。

この地域密着型サービスは、先ほどご説明したように千代田区の場合は千代田区民の方のみが利用可能ですが、ただし書きには、その区市町村の同意を得た上で、ほかの区市町村が指定をすれば、ほかの区市町村の被保険者が利用することも可能となっております。例えば、千代田区所在の事業所に中央区の区民の方が利用していた場合、中央区から千代田区に、その方についてのみ、その事業所を中央区で指定をして良いかという依頼届が千代田区に提出されます。千代田区では、その事業所の利用定員が千代田区民の方で定員に達している場合は、もちろん同意できませんが、定員に余裕がある場合や引き続き利用しているような場合には、千代田区は他区市町村からの依頼に同意し、千代田区所在の地域密着型サービス事業所でありながら、中央区の指定も同時に受けるということになります。

この3つの事業所は、そうして多数の区の指定を受けることが想定されますので、その説明をさせていただきます。

みなしの指定を希望しない事業所という資料については、この3つの事業所が、みなしの指定を希望しない事業所に該当しないということをご報告をさせていただきます。また、みなしの指定の辞退もございませんので、この説明につきましても省略させていただきます。

続きまして、7ページになります。指定事業者の基準の経過措置についてです。

地域密着型サービスに移行することで、今までは東京都条例で規定をされていたサービスが、今後は区条例で規定するサービスと変わるために、現在条例を整備しております。

米印にございますが、千代田区では、平成28年度第1回区議会定例会に地域密着型サービス等条例の一部改正の提出を予定しています。ただし、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間につきましては

は、区が条例を定めなくても国のほうで決めた基準で、そのまま地域密着型サービスの運営が可能ないように経過措置が設けられていることの説明がここです。

続きまして、参考という箇所の説明です。区で条例を定める際の国から示されている基準の種別です。

3つございます。まず、従うべき基準、標準、参酌すべき基準の3つです。その言葉のとおり、従うべき基準は厚生労働省で定める基準で、何ら変更する余地はなく、そのまま基準として定めるものです。

2つ目の標準ですが、厚生労働省令で定める基準を標準として、区で合理的な理由がある範囲で標準と異なる内容を定めることが許される基準です。

3つ目の参酌すべき基準ですが、これは厚生労働省で一応基準は定めませんが、地域の実情等に応じて区市町村でその状況に合った内容に定めることが許されるものが基準の概要です。

その基準の分類が、その下の3つです。まず、従うべき基準につきましては、先ほど岩本町高齢者在宅サービスセンター等のご説明でもお話ししました、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準とこの3つの基準があり、この3つの基準のうち本資料のとおり、事業者に関する基準及び当該事業の員数、人数については従うべき基準ということになっております。

設備に関する基準は、この事業に係る食堂とか、機能訓練室等の面積が、利用者の人数×〇〇平米とありますが、その面積については国が規定したとおりの基準です。また、この指定療養通所介護は千代田区にはありませんが、仮にあった場合は、専用の部屋の面積が従うべき基準として規定されております。

最後に、運営に関する基準ですが、利用される要介護者または要支援者のサービスの適切な利用、適切な処置・処遇及び安全確保等に、密接に関連するものとして、厚生労働省令で定めるものということで、ここにつきましても先ほどご説明しました、運営推進会議の開催が規定されているため、区においても規定をします。

標準と参酌すべき基準というのがございます。地域密着型通所介護及び指定療養通所介護の利用定員について、国で定めているのが18人以下となっています。ここにつきまして、例えば、区のほうでやはり18人は多いから、17人以下とするとか、16人以下とすることも考えられますが、国の規定どおり18人以下とします。

また、参酌すべき基準ですが、ご説明をしました従うべき基準と、標準となるべき基準以外の事項についてが、参酌すべき基準となっています。

この(2)ですが、条例・施行規則に関する千代田区の考え方というのをまとめてございます。それぞれ基準事項のうち、従うべき基準、標準とされるものにつきましては、厚生労働省の基準どおり規定いたします。

また、参酌すべき基準におきましては、事業所が保存する記録のうち、従業員の勤務体制に係る記録、費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し、3つ目として、提供した具体的なサービスの内容等の記録につきましては、厚生労働省令及び東京都のほうでは2年間の保存ですが、千代田区では、利用者の保護、費用の請求等に関する時効が5年間あることを踏まえ、この記録の保存年限を5年間で規定をしようと思っております。

なお、保存期限の5年に関しましては、ほかの地域密着型サービスも全て統一をしておりますので、それも申し添えておきます。

次に9ページのご説明です。療養通所介護の地域密着型サービスに移行についてです。

療養通所介護とは、指定地域密着型通所介護のうち、下記の基準等を満たす事業ということで、利用対象者は難病等を有する重度の要介護者またはがんの末期の者と規定されています。常時医療ニーズが高い、なおかつ常時看護師による観察が必要な方を対象とする事業所であること。また、サービス内容につきましては、通常に通所介護と同様に、日常生活の世話や機能訓練等となっています。

療養通所介護の事業所の管理者に関しましては、常勤の看護師でなければならないという基準になっております。

また、療養通所介護は「安全サービス提供管理委員会」という名称の会議を半年に1回以上開催することが規定されています。

地域密着型通所介護及び療養通所介護の会議に併せ、認知症対応型通所介護（認知デイ）につきましても、運営推進会議の設置が規定されました。

認知症対応型通所介護の運営推進会議は地域密着型通所介護と同様、6カ月に1回以上開催と規定します。

最後のページになります、10ページになりますが、ほかの地域密着型サービスの運営推進会議等の開催回数ということで、既に規定されている運営推進会議の開催回数について参考に記載しております。

本日、皆様方に報告する事項として、新たに2つ加わった運営推進会議の開催に係る区の考え方についてです。例えば、併設するサービスを多く持つ事業所、ジロール麹町のように4つのサービスを提供している場合は、参考の1から6番までのうち、2番と、4番と、6番の事業を実施しています。2、4、6のほかに、認知デイが加わった場合に、4つのサービス全ての運営推進会議等を開催することとなります。

認知デイも含め、先程説明をしましたが、運営推進会議の構成員が、重複してしまうこともあるため、開催回数に若干違いがありますが、極力同一日の会議開催ができればと考えています。事業所の負担もありますし、出席される利用者や家族の方の負担も出てくると想定されます。事業所とも相談等をしながら運営推進会議の同時開催を提案しようと思っております。

これにつきましても、本日、委員の皆様にご説明させていただき、地域密

着型委員会で同一日の運営推進会議開催を可としていただければと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○大淵委員長 ありがとうございます。その運営会議の開催の回数につきましては、また後ほど諮るといたしまして、まずは質問、この説明いただいた部分についてわかりにくかったこととか、あるいは意見がありますよというところがあれば、いただければと思います。いかがでしょうか。

大分難しく、わかりにくいのですけれども。

○加賀副委員長 4ページの2番ですね、地域密着型通所介護になった場合の変更点。ここで、千代田区が行うことと言って、先ほど新規、更新のこと、それから加算、実施と書いてあります。その2番の原則、千代田区民の利用が可能と書いてありますけれども、実際にはどのぐらいの方がここを利用するようになるのでしょうか。

先ほど言った、隣の原則という、例えば中央区とか、文京区から何人かいらっしやいますので、人数的にはどのぐらい把握していますでしょうか。

○平林介護事業指定係長 加賀委員のお話については、調べたデータによると他区の利用者は現在1桁です。千代田区は30人から40の方が利用されております。

○加賀副委員長 私の経験ですと、この息子さんたちが千代田区でお仕事をしていて、そのお父様、お母様が、例えば文京区とか、それとか中央区に住んでいる方が結構いらっしやるのですよね。そうすると、千代田区でお仕事なさっている方たちをなるべく優先的に千代田区でそういった密着の介護サービスを利用できればいいなと思っているのですけれども、そういう選択の仕方というのは千代田区が行う方向だけでやっていらっしやっているのでしょうか。

○平林介護事業指定係長 加賀委員がおっしゃっているように、もちろん地域密着型サービスなので、中央区の方は中央区の事業所、千代田区の方は千代田区の事業所というのが一番好ましいのですが、区によっては通所介護（デイサービス）を利用した方の人数と、通所介護（デイサービス）の事業所数の一致していない区もあるため、需要と供給のバランスが一致した時点において、千代田区民が全部使う事業所、〇〇区民が使う事業所と、はっきり分かれると思います。ただ、もしばらくは現在の形で、移行していくと思います。

○加賀副委員長 わかりました。

○大淵委員長 副委員長のほうから質問がありましたけれども、今、現在、千代田区の外の施設を千代田区民が使っている数はどれぐらいかは調べられていますか。

○平林介護事業指定係長 本日は、詳細な資料は持参していません。通所介護（デイサービス）だけではなく、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）も同じとなっています。加賀委員がおっしゃったように、本人は千代田区に住

民票があります。ただ、独居のため千葉県に居住の家族と一緒に暮らしているうちに、千葉県〇〇市のグループホームに入居をし、千代田区が地域外の地域密着型サービスの指定をしたというケースもございます。

おそらく、高齢者の方の世帯構成等が変化してきている状況下では、地域密着型サービスにおいても、利用等のバランスが一致している区市町村は少ないと考えられ、そのほかの区市町村の指定を含めて重複しているのが事実でございます。

○大淵委員長 わかりました。把握をこれからするという事です。

○平林介護事業指定係長 把握はできておりますが、本日は委員の皆様方に報告できる資料を持参しておりません。

○大淵委員長 わかりました。

○加賀副委員長 介護認定委員会がございませぬ。そのときのやはり長男の方が他区から来たり、逆にまたそういうものが結構多いのですよ、認定するたびに。そうすると、その事業所のこともいろいろ考えなければいけないので、やはりそういうのを把握をしっかりとしないと、この千代田区民のみが利用が可能というのもこれから問題になってくるのではないかと思いますけれども。その辺の把握をしっかりとっていくといいと思います。

○平林介護事業指定係長 ありがとうございます。

○大淵委員長 よろしいですか、ほかはいかがでしょうか。

加賀委員のご発言だと、区民のみという考え方と、在勤・在住みたいな考え方があるだろうから、少し検討してもらえないかという話かなと思いますけれども。

そのほかはいかがでしょうか。新任の委員の方が多いので、ぜひ一言ずつご発言ください。

○高野委員 わかりづらいのですけれども、9ページのその他の改正事項で、療養通所介護のことなのですが、難病がん末期の患者さんが、今度、地域密着サービスの既存の3つの施設というか、デイサービスにこういうことをしていくということになるのでしょうか。

○平林介護事業指定係長 説明が不足して申しわけありません、類型としては地域密着型通所介護のうちですが、かつ、高野委員がおっしゃったように、そのうち医療ニーズが高い方については、療養通所介護という利用定員が9名以下の事業になるわけです。現在、療養通所介護の指定を受けているのは3事業所しかありません。現在千代田区には所在しませんし、すぐにはできないかなというふうに考えております。

○大淵委員長 ほかは、いかがでしょうか。

それでは、会議の開催のことについて、少し議論をするようにということで、事務局のほうからお話がありましたけれども。まず、僕自身ちょっとわからなかったのは、この会議の開催主体といいますか、事業者が会議を開催する、それとも千代田区が開催するのか。

○平林介護事業指定係長 ありがとうございます。また、説明が不足してまして申し訳

ありませんでした。大淵委員長からご説明いただきましたのは、会議の開催の運営主体はまず事業者です。事業者が、開催時期や構成委員について検討や調整いただいて、事業者から開催通知、いわゆるお知らせ等を送付する形となります。

○大淵委員長　　そうしますと、千代田区内にあるたくさんの地域密着型サービスをやられている事業者がそれぞれに召集をして実施することになりますが、そうしますと、要綱・要件にありましたように、こういった運営に医療関係団体に属する方々ですとか、多分、委員がかぶってしまうようなことがあると思うのですけれども、恐らくそういったことを少し勘案して、まとめられる事業者ごとには定期的にやってもらいますけれども、事業者の中で幾つか複数のサービスがあるときに、サービスを一括して1日で済ますというような開催についてご検討いただけないかということでございますが、ご意見いかがでしょうか。

○加賀副委員長　　1番ですね、定期巡回、これはもう既に始まっております。私も出ていますけれども、大体おおむね3カ月に1回ぐらい。これは多摩同胞とか、あとは安心センターの方とか、それからグッドライフでしたっけ。定期的にこの会は既に始まって、行っております。

それから、小規模多機能型居宅介護、これもやっているような気がするのですけれども、これもいつも呼ばれてやっているような気がします。

それから、認知症対応の共同生活介護、これはこの4月から始まる認知症の居宅事業で私たち大体30回、認知症カフェとかそういうところに向くような話しがもう決まって千代田区医師会さんと一緒にやるような事業はもう決まっておりますので、この辺も少しずつ決まってきていると思うのですけれども。

○大淵委員長　　加賀副委員長、これ1個ずつ別々のテーマで。

○加賀副委員長　　多分、1と2で一緒にやっていると思いますけれども。

○大淵委員長　　現状でも、少し一緒に始まっているように、一緒にした形で始まっているよということでございますけれども、一応、書いてありますように、このことが義務づけられているところがありますので、この会のほうで、そういう緩和しながらやってもいいよということを決めなければいけないだろうということなのですけれども、ご意見いかがでしょうか。

○小林委員　　丸の内歯科医師会の小林でございます。事業者が複数ある場合、その事業者もまとめて、事業者同士が話をまとめて、一事業者に対して1回1回やったら大変ではないですか。事業者はまとめてさらにその会議をできることはまとめてやるということ。そうすると年間でどのぐらい。

○加賀副委員長　　確か、3、4回というところでしょうか。

○小林委員　　全部まとめてしまうと3、4回で済むのですね。わかりました。そのぐらいでしたら何とかなるのですが、それ以上になるとちょっと先生たちの負担は多くなるのではないですかね。

○平林介護事業指定係長　　補足ですが、大淵委員長の発言にもございましたが、出席され

ている委員は、地域住民の代表者の方、これは民生委員の方をお願いしていますが、もちろん加賀委員も含め関係事業者が多いため、会議開催の実施主体は事業者ですが、区も事業者と相談をしながら調整等協力をしています。

ただ、同じ方ばかり何回も会議に出席することは相当負担がかかるため、委員の受諾等についても、区から確認はさせていただいております。

以上です。

○大淵委員長 質問はよろしいですか。ちょっと議論が混乱するといけないので、僕自身がちょっと混乱しているのですけれども。基本これは、サービスを使われている方々に対して、適切なサービスができているかどうかというのを事業者ごとに報告していただいて判断しようということ、基本のたてつけとしては、事業者それぞれがやるというふうになっているのだろうというふうに思います。

○加賀副委員長 それでよろしいでしょうか。

○大淵委員長 では、その認識でよろしいですか。

○平林介護事業指定係長 大淵委員長の発言のとおりのはたてつけですが、私が先ほどお聞きしたのは、この中で同一の建物の中で違うサービスを提供している事業者について、同一日の開催は可かどうかお聞きしたところです。具体的には、ジロール麹町が4つサービスを実施しているため、運営推進会議等も重複していることも実態であり、ここについては同じ日の開催を皆様方に了承していただければということです。

○大淵委員長 わかりました。そしたら、小林委員がちょっとおっしゃった、幾つかの事業者がまとまってというのは、これは一旦置いて、まず、各事業者が同じところで複数のサービスを持っている場合に、それを一緒にやるということで皆さんはお認めいただけるかどうか諮りたいと思います。お認めいただける方、挙手をいただいてよろしいですか。

(挙手全員)

○大淵委員長 それでは、事務局の提案どおり、この件についてはこういうふうにして実施することも構わないということで、この場で確認したことといたします。

そのほか、これ以外の説明につきまして、質問ございますか。

公募委員のほうからは、すごく複雑になっているので、わからないと思いますけれども、ぜひ。これはもう意味がわからないよとか。

○萩原委員 具体的に、今、ジロール麹町とか、名前が出たほうがわかりやすいと思うのですね、私としては。聞きなれた名前のほうがわかりやすかったです。

○大淵委員長 原田委員はいかがですか。

○原田委員 同じです。

○大淵委員長 十三委員は。

○十三委員 聞きたいと思ったことは、みんな聞かれたという感じだったので。非常に返答がいいので納得してしまいます。

- 大淵委員長 納得したということでありがたい。
それでは、この件につきましては、これでよろしいということで次に進ませていただいてよろしいでしょうか。
それでは、次第の③にまいります。③のほうは「特別養護老人ホーム・認知症グループホーム等の整備事業者の公募について」ということで、事務局のほうから説明をお願いします。
- 新井高齢介護課長 こちらなのですけれども、高齢者施設担当がおりますが、きょうはほかの用事がございまして、私がかわって簡単にご説明させていただきます。
これは、区が第三次基本計画と整合を図りまして、高齢者施設整備計画を作成したものでございます。
高齢者が住みなれた地域で住み続けられることができるよう、特別養護老人ホームや認知症グループホームなどの施設を整備いたします。今回は、この計画に基づきまして、神保町地区に土地・建物を確保し、整備を行う事業者を公募しますということです。
飛んで申しわけありません。3なのですけれども、公募説明会を明日10時から行う予定でございます。開催場所はこちらになっております。まだ公募の段階でございますので、具体的なことは何もまだ決まっていないのですけれども、広報、ホームページのほうで情報を提供いたしました。
今回はこちらのほうで、こういう募集をいたしましたということを情報提供させていただきます。何かまたございましたら、施設整備担当のほうに何でもおっしゃっていただければと思います。
- 大淵委員長 この件につきまして、特に皆様のほうからございますか。まだまだ、千代田区のほうでは特別養護老人ホームとか入居できるような施設が少ないということで、それで計画が新しく変わったわけですけれども、その中に整備計画を立てて、実施することになったと。それについては2月2日に説明会があるという事務局の説明ですけれども、よろしいですか。
- 萩原委員 区が土地や何かをするのではなくて……。
- 新井高齢介護課長 はい、そうです。
- 萩原委員 全然違うのですね。今、どこかにあるところということではないのですか。
- 新井高齢介護課長 そうです。土地も、建物も、その事業者が探してくださいということなのです。
説明会の中では、その中でこういう補助があるとか、区の補助の考え方ですとか、そういうような具体的な話もあろうかと思うのですけれども、そういう全てこれは事業者に探していただくというものです。
- 萩原委員 そうすると随分時間がかかりますよね。これから土地を探したり。
- 新井高齢介護課長 そうですね、これからでして、平成30年度をめどに今から準備しているものでございます。
- 萩原委員 わかりました。

- 村瀬委員 神保町地区というのは、これは決まったことなのですか。
- 新井高齢介護課長 神保町地区がちょうど施設がないのです、一番町「いきいきプラザ 一番町」に特別養護老人ホームあります。あとは「ジロール麴町」もあります。また、神田地区のほうには「かんだ連雀」、またグループホームなどは「岩本町ほほえみプラザ」等にあるのですけれども、ちょうど神保町のところがないものですから、できればそこにつくりたいという希望がこちらはございます。
- 十三委員 あそこの「かがやきプラザ」に移った高齢者センターは、あいたままだと思っておりますが、あれはどうなのですか。
- 新井高齢介護課長 あそこは公園と一緒に、公園は国の土地でして、高齢者センターの跡地は狭いものですから。
- 十三委員 跡地って、まだ建ったままですよ。
- 新井高齢介護課長 ごめんなさい。建物の中はもうすっかりないのですけれども、あそこには何か建てるというのは、ちょっと高齢者の施設にしては狭いというところで他を探しております。でもあそこはまだ区の土地です。
- 十三委員 建物だけが区なのですか。
- 新井高齢介護課長 はい、建物は区のものになっております。
- 十三委員 土地は国なのですか。
- 新井高齢介護課長 隣の公園が国のものです。
- 十三委員 建物の土地はどうなのですか。
- 新井高齢介護課長 建物の土地も千代田区のもんです。
- 十三委員 ではどうにかなるかもね。
- 新井高齢介護課長 ちょっと狭いので、まあ検討はしたのですけれども適さないというところで探しております。
- 大淵委員長 ぜひ、十三委員、名前を言ってからお願いします。後で記録を残す人が大分困るかもしれません。一応、公開を原則としておりますものでよろしくをお願いします。
- これについてはいかがでしょうか。ここで可決・否決というお話ではなくて、報告をいただいたということになります。よろしいでしょうか。
- (「はい」の声あり)
- 大淵委員長 それでは「その他」ということで、事務局のほうお願いいたします。
- 新井高齢介護課長 その他でございますけれども、特にございません。これで説明・報告は終わりとさせていただきます。
- 以上で、予定されていた議事は終了いたします。
- 全体通しまして、もしまたご意見、ご質問等ございましたら、今、おっしゃっていただければと思いますけれども。
- 大淵委員長 いかがでしょうか。全体を通して。
- 今日いただいた資料のところに、意見集約の用紙が入っていたと思います。もう一度読んでいただいて、もしわからないなどというところがあれば、ぜひこちらのほうに書いていただいて事務局のほうに寄せていただき

たいと思います。こちらの一番後ろについていますのでよろしくお願ひします。

本日は、高齢介護課のほうにも非常によく説明いただきましたので、ご理解いただいたと思います。ほかになければ、これで平成27年度第1回の地域密着型サービス運営委員会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

○新井高齢介護課長　ここでちょっと、きょう高齢介護課のほうに事務局として入っております職員を初めに紹介すればよかったですけれども、今後も皆様にはお世話になると思いますので、自己紹介させたいと思います。

○平林介護事業指定係長　先ほどご紹介いただきましたが、介護事業指定係長の平林と申します。改めてよろしくお願ひいたします。

では、本日の会議に出席している職員について順番に自己紹介をいたしますので、よろしくお願ひします。

○事務局（本多）　高齢介護課介護事業指定係、本多と申します。この委員会を担当しております、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（木下）　同じく高齢介護課介護事業指定係の木下と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（越前谷）　介護事業指定係の越前谷と申します。今後ともよろしくお願ひいたします。

○事務局（小川）　同じく介護事業指定係の小川と申します。今後ともよろしくお願ひいたします。

○藤巻高齢介護係長　高齢介護係長の藤巻と申します。この会議の母体である運営協議会のほうを担当してまいりまして、こちらにも参加させていただいておりますので、よろしくお願ひします。

○新井高齢介護課長　これもちまして、平成27年度第1回地域密着型サービス運営委員会を終了いたします。

皆様、本当にありがとうございました。今後ともよろしくお願ひいたします。

○大淵委員長　次回は。

○新井高齢介護課長　次回はまた案件が出たときに連絡させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

（閉会）